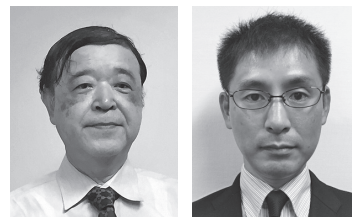


# 平成 30 年著作権法関係裁判例紹介



会員・弁護士 伊藤 真  
会員・弁護士 丸田 憲和

## 要 約

平成 30 年（暦年）における著作権法関係の裁判例として裁判所のウェブサイトに掲載された 49 件のうち重要な争点，判断を含むと思われる 7 件を紹介する。人物や建物の写真の著作物性が否定された判決①（「一竹辻が花」事件）やフラダンスの著作物性が肯定された判決②（フラダンス事件），リツイート行為による画像のトリミングが「改変」にあたることとした判決⑤（リツイート事件控訴審判決），出所明示を公正な慣行の一内容として考慮し引用の抗弁を否定した判決⑥⑦（ヘリ墜落映像事件，同控訴審判決）など興味深い判決が見られた。

## 目次

- 第 1 著作権法関連裁判例の概況
  - 1 事件数
  - 2 裁判所や事件種別
- 第 2 著作物性（創作性）の有無が争いとなった事案
  - 1 概略
  - 2 判例紹介
    - ① 東京地裁平成 30 年 6 月 19 日判決【「一竹辻が花」事件】
    - ② 大阪地裁平成 30 年 9 月 20 日判決【フラダンス事件】
- 第 3 著作者の認定などが争いとなった事案
  - 1 概略
  - 2 判例紹介
    - ③ 東京地裁平成 30 年 3 月 19 日判決【「すたあ」事件】
- 第 4 複製ないし翻案該当性が争いとなった事案
  - 1 概略
  - 2 判例紹介
    - ④ 東京地裁平成 30 年 3 月 29 日判決【小説同人誌裏表紙事件】
- 第 5 著作者人格権の侵害が争いとなった事案
  - 1 概略
  - 2 判例紹介
    - ⑤ 知財高裁平成 30 年 4 月 25 日判決【リツイート事件控訴審判決】
- 第 6 侵害主体性が争いとなった事案
  - 1 概略
  - 2 判例紹介
    - ⑥ 知財高裁平成 30 年 4 月 25 日判決【リツイート事件控訴審判決】
- 第 7 各種抗弁の成否が争いとなった事案
  - 1 概略

## 2 判例紹介

- ⑥ 東京地裁平成 30 年 2 月 21 日判決【ヘリ墜落映像事件】
- ⑦ 知財高裁平成 30 年 8 月 23 日判決【ヘリ墜落映像事件控訴審判決】

## 第 1 著作権法関連裁判例の概況

### 1 事件数

裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）の「裁判例情報」中の知的財産裁判例集の検索において、「裁判年月日」平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日（期間指定）

「全文」著作権

という条件でキーワード検索を行ったところ，60 件の裁判例がヒットした<sup>(1)(2)</sup>。さらに，

「裁判年月日」平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日（期間指定）

「権利種別」著作権

という条件で検索したところ，さらに上記 60 件の裁判例と重複しない 2 件の裁判例がヒットした。

これら 62 件の裁判例から著作権関連事件ではない 13 件を除外すると 49 件が残った。

第 2 以下では，当該 49 件の裁判例の中から，重要な争点，判断を含む 7 件について，各争点ごとに分類し，紹介を行う。なお，本文中の裁判例で事件名をゴシックで表記したものは平成 30 年の裁判例である。また，本稿における画像は，特に注記したものを除き

いずれも上記知的財産裁判例集から引用した。

## 2 裁判所や事件種別

本報告対象の49件における裁判所の内訳は、

- ・東京地方裁判所 35件
- ・大阪地方裁判所 5件（地裁事件合計40件）
- ・知的財産高等裁判所 8件
- ・大阪高等裁判所 1件（高裁事件合計9件）

であった。

なお、49件のうち11件は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）4条1項に基づく、発信者情報開示請求事件であった。

## 第2 著作物性（創作性）の有無が争いとなった事案

### 1 概略

「著作物」とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（2条1項1号）。この「創作的」（創作性）とは、作品に何らかの知的活動の成果、つまりクリエイティブなものがあることをいうとされる<sup>(3)</sup>。

応用美術の著作物性については、2条2項が「『美術の著作物』には、美術工芸品を含むものとする。」と定めるのみであることから、これを限定的に解するか、例示的に解するかが問題となる。TRIPP TRAPP事件控訴審判決<sup>(4)</sup>はこのいずれの立場もとらず、「例示に係る『美術工芸品』に該当しない応用美術であっても、同条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、『美術の著作物』として、同法上保護されるものと解すべきである。」と判示したが、批判も少なくない。この点に関係する本年度の判決例としては、半田フィード事件控訴審判決<sup>(5)</sup>やごみ箱・傘立て事件<sup>(6)</sup>があるが、どちらの事件においても、応用美術の著作物性は否定されている。

データベースとは、論文、数値、図形その他の情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい（2条1項10号の3）、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護される（12条の2第1項）。この点に関係する本年度の判決例としては、「eBASEserver」事件<sup>(7)</sup>があるが、この判決例では、データベースパッケージソフトウェアそれ自体はデータベースの著作物ではな

い<sup>(8)</sup>、同ソフトウェアに搭載されている辞書情報も特定のデータ項目の入力の際に参照されるものにすぎないとして、データベースに該当しないと判示した。事例判断として注目される。

その他、占いに用いる12動物60種類の文言などの創作性を肯定した動物占い事件<sup>(9)</sup>が事例判断として注目される。

以下では、「一竹辻が花」事件及びフラダンス事件を紹介する。

## 2 判例紹介

### ① 東京地裁平成30年6月19日判決【「一竹辻が花」事件】

（平成28年（ワ）第32742号）[第47部]

#### [事案の概要]

原告Aは、著名な染色工芸家である故久保田一竹が制作した全ての着物作品の著作権の承継者であり、故一竹が開発した独自の染色技術である「一竹辻が花」の制作工程を説明する文章（制作工程文章）及び写真（「制作工程写真」）の著作権及び著作者人格権を有している。同人は、「一竹辻が花」を継承して制作を継続している原告B（工房）と共に、故一竹の美術館を経営する被告に対し、美術館において販売している商品等に原告らに無断で上記着物作品等を複製等したことにより、原告らの著作権（複製権、譲渡権、公衆送信権）及び著作者人格権（同一性保持権等）が侵害されたと主張して、商品等の複製・頒布の差止め等を求めた。

#### [判旨]

差止めにつき認容、損害賠償につき一部認容。

本判決は、制作工程写真及び美術館写真について、以下のとおり述べて著作物性を否定した。

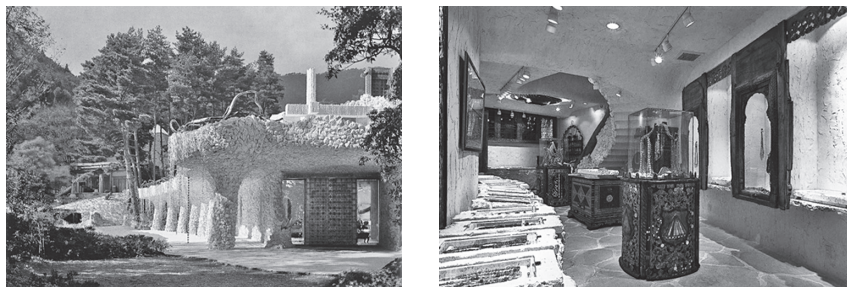
#### （1）制作工程写真について

「制作工程写真は、別紙『制作工程写真目録』記載のとおり、故一竹による『辻が花染』の制作工程の各場面を撮影したものであるところ、これら制作工程写真の目的は、その性質上、いずれも制作工程の一場面を忠実に撮影することであり、そのため、被写体の選択、構図の設定、被写体と光線との関係等といった写真の表現上の諸要素はいずれも限られたものとならざるを得ず、誰が撮影しても同じように撮影されるべき

### 制作工程写真



### 美術館写真



ものであって、撮影者の個性が表れないものというべきである。したがって、制作工程写真は、いずれも著作物とは認められない。」

#### (2) 美術館写真について

「美術館写真は、別紙『美術館写真目録』記載のとおり、一竹美術館の外観又は内部を撮影したものであるところ、これら美術館写真の目的は、その性質上、いずれも一竹美術館の外観又は内部を忠実に撮影することであり、そのため、被写体の選択、構図の設定、被写体と光線との関係等といった写真の表現上の諸要素はいずれも限られたものとならざるを得ず、誰が撮影しても同じように撮影されるべきものであって、撮影者の個性が表れないものである。したがって、美術館写真は、いずれも著作物とは認められない。」

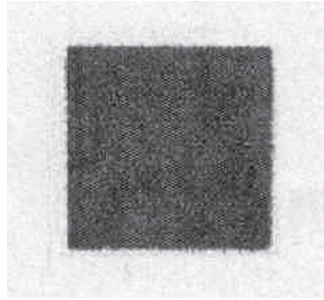
#### [考察]

スメルゲット事件控訴審判決<sup>(10)</sup>は、広告に使用する目的で撮影された瓶詰めの商品 2 点を横に並べた無背景の写真について、「撮影に当たってどのような技法が用いられたのかにかかわらず、静物や風景を撮影した写真でも、その構図、光線、背景等には何らかの独自性が表れることが多く、結果として得られた写真の表現自体に独自性が表れ、創作性の存在を肯定し得る場合があるというべきである。」とした上で、「本件各写真には、被写体の組合せ・配置、構図・カメラアングル、光線・陰影、背景等にそれなりの独自性が表れているということが出来る。」と述べて著作物性を肯定した。また、フロアマット写真事件<sup>(11)</sup>では、フロアマット等を真上から撮影した商品写真について、「マット等をほぼ真上から撮影したもので、生地質感が看取できるよう撮影方法に工夫が凝らされている。」などと述べて著作物性を肯定した。

## スメルゲット事件控訴 審判決における商品写 真の一例<sup>(12)</sup>



## フロアマット写真事件にお けるフロアマットの写真の 一例



これらの従来からの判決例の枠組みに照らせば、本件の美術館写真の被写体は美術館の外観及び内観であり、「動き」がなく、また商品のように配置や背景を変えられるものではないが、それでも撮影を行う時間帯や天候、構図ないしカメラアングルの選択、ライティングの有無等において工夫が凝らされており、独自性が表れているものとして創作性を肯定されることになるはずである。また、本件の制作工程写真は人物が創作活動を行う過程という「動き」のある被写体を撮影したものであるから、どの瞬間をどの角度からどのような背景の元で切り取るかなどの点においても独自性が認められるから、さらに創作性が認められやすくなるはずである。それにもかかわらず、本判決は各写真の撮影目的に照らし表現上の諸要素が限定され、撮影者の個性が表れないものであるとして、著作物性を否定した。この点で従来の裁判例とは異なる判断を下したものと見え、注目すべき裁判例である。なお、本件は控訴がなされており、知財高裁の判断が待たれる。

### ② 大阪地裁平成 30 年 9 月 20 日判決【フラダンス事件】

(平成 27 年 (ワ) 第 2570 号) [第 26 部]

#### [事案の概要]

ハワイ在住のクムフラ（フラダンスの師匠ないし指導者）である原告は、フラダンス教室事業を営む被告と契約（「本件コンサルティング契約」）を締結し、被告ないし被告が実質的に運営する団体（「KHA」）やその会員に対するフラダンス等の指導助言を行っていたところ、その中で原告自らが作詞作曲した楽曲（「本件各楽曲」）や制作した振付け（「本件各振付け」）を指導助言していた。しかし、その後両者の契約関係は解消された。原告は、被告との契約関係の解消に当たり、以後は自ら作ったフラダンスの振付けを KHA の

会員が上演することを禁止する意向を示したが、被告は、本件各振付けのうち一部の振付け（「本件振付け 6 等」）を発表会等において使用した。そこで、原告は、被告に対し、本件各振付けの上演、本件各楽曲の演奏の差止め及び損害賠償を求めた。

#### [判旨]

本件振付け 6 等につき差止めを認容、損害賠償の一部を認容。

#### (1) フラダンスの著作物性

##### ア ハンドモーションについて

「フラダンスの振付けは、ハンドモーションとステップから構成されるところで、このうちハンドモーションについては、特定の言葉に対応する動作（一つとは限らない）が決まっており、（中略）ハンドモーションはいわば手話のようなもので、手を中心に上半身を使って、歌詞の意味を表現する」ものである。「他方、ステップについては、典型的なものが存在しており（中略）入門書では、覚えたら自由に組み合わせて自分のスタイルを作ることができる（乙 3）とされている。」  
「ある歌詞に対応する振付けの動作が、歌詞から想定される既定のハンドモーションでも、他の類例に見られるものでも、それらと有意な差異がないものでもない場合には、その動作は、当該歌詞部分の振付けの動作として、当該振付けに独自のものであるか又は既存の動作に有意なアレンジを加えたものいうことができるから、作者の個性が表れていると認めるのが相当である。」

##### イ ステップについて

「ステップについては、基本的にありふれた選択と組合せにすぎないというべきであり、そこに作者の個性が表れていると認めることはできない。しかし、ステップが既存のものと顕著に異なる新規なものである場合には、ステップ自体の表現に作者の個性が表れていると認めるべきである（中略）。また、ハンドモーションにステップを組み合わせることにより、歌詞の表現を顕著に増幅したり、舞踊的效果を顕著に高めたりしていると認められる場合には、ハンドモーションとステップを一体のものとして、当該振付けの動作に作者の個性が表れていると認めるのが相当である。」

## ウ 全体としての判断

「作者の個性が表れている部分が一定程度にわたる場合には、そのひとまとまりの流れの全体について舞踊の著作物性を認めるのが相当である。そして、本件では、原告は、楽曲に対する振付けの全体としての著作物性を主張しているから、以上のことを振付け全体を対象として検討すべきである。

そしてまた、このような見地からすれば、フラダンスに舞踊の著作物性が認められる場合に、その侵害が認められるためには、侵害対象とされたひとまとまりの上演内容に、作者の個性が認められる特定の歌詞対応部分の振付けの動作が含まれることが必要なことは当然であるが、それだけでは足りず、作者の個性が表れているとはいえない部分も含めて、当該ひとまとまりの上演内容について、当該フラダンスの一連の流れの動作たる舞踊としての特徴が感得されることを要すると解するのが相当である。」

## (2) あてはめ

以上の規範を定立した後、本件振付け 6 等について、①個別の歌詞に対応する振付けに原告の個性が表れているか、②振付けを全体としてみて、原告の個性が表現されているかを検討し、著作物性を認めた。

## (3) 上演の主体

「各イベントにおける会員によるフラダンスの上演は、そのための練習も含めて KHA の管理の下で行われるものと評価し得るもので、これらのイベントによる発表や交流は KHA の会員の維持・増加のために行われるものと認められるから、会員による上演は、被告ないし KHA が上演させたものと評価し得るものである。」として、上演主体はフラダンス教室の経営・運営母体であると判示した。

## [考察]

## (1) フラダンスの著作物性

舞踊の著作物についての裁判例は少ない。創作パレエの振付けについてのペルージャ事件<sup>(13)</sup>や日本舞踊事件<sup>(14)</sup>、手あそび歌事件<sup>(15)</sup>、あるいは、映画に収録された社交ダンスの振付けに関する「Shall we ダンス？」事件<sup>(16)</sup>などが挙げられる。この点、「Shall we ダンス？」事件では、社交ダンスの振付けが既存のステップを選択して組み合わせ、これに適宜アレンジを

加えるなどして一つの流れのあるダンスを作り出すという制約が存することから、「それが単なる既存のステップの組合せにとどまらない顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要である」として、振り付けの自由度が過度に制約される事態が生じないように、著作物性を限定的に認めている。

通説的な見解においては、著作物性の要件である「創作性」とは独創性とは異なり、作者の個性が表れている知的活動の成果であるなどとされるが、フォントの著作物性や応用美術の著作物性判断等においては、その範囲を限定的にするためか、独創性を要件とする裁判例が存するところである<sup>(17)</sup>。もっとも、このような例についても、独創性を創作性の要件に取り込むことには、批判的な学説も多いところである。

本件のフラダンスの振付けにおいても、一般的には特定の言葉に対応する動作が決まっていることから、社交ダンスと同様の振付けの制約が認められる。それ故、本判決では、独創性を要件としないものの、独占適応性も念頭において、判旨 (1) アに述べるように創作性が認められる場合を厳しく限定しているといえよう。そして、本判決はこの要件を前提として詳細かつ具体的に事実認定を行った上で、その創作性を認めている（審理の過程では、当事者の主張の明確化のために、X 振付けのフラダンスの実演がなされた。）。舞踏の著作物の著作物性を肯定した事例として注目される。

## (2) 上演の主体

フラダンス教室の会員によるフラダンスの上演について、管理支配性と利益帰属主体の点から上演主体はフラダンス教室の経営・運営母体であると判示した。これは現在係争中の「音楽教室における生徒の演奏は音楽教室の運営者による演奏権の侵害に該当するか」という音楽教室訴訟とほぼ同一の争点であることから、その判断が注目される。

## 第 3 著作者の認定などが争いとなった事案

## 1 概略

著作者は、著作物を創作する者であり (2 条 1 項 2 号)、著作者人格権 (18 ないし 20 条) 及び著作権 (21 ないし 28 条) を享有する (17 条 1 項)。著作者の認定においては、特に複数の人間が創作に関与する場合が問題となる。

映画の著作物については、その映画の著作物におい

て翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者が著作者であるとされている（16条本文）。また、映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属するとされる（29条1項）。

レコード製作者とは、レコードに固定されている音を最初に固定した者をいい（2条1項6号）、レコードの複製権、送信可能化権等を専有する（96条以下）。この点にかかる本年度の裁判例としては、**JACO 音源事件**<sup>(18)</sup>がある。**JACO 音源事件**では、レコーディングエンジニアからマスターテープを譲り受けてミキシング等を行い、新たなマスターテープを作成して音楽CDを制作販売したレコード会社がレコード製作者に該当するかが問題となったが、これを否定する判決がなされた。同判決は、オリジナルの音に加工がなされた場合の加工後の「音を最初に固定した者」について、加工後の音がオリジナルの音と同一性を有する限り、オリジナルの音を最初に固定した者（同事案ではレコーディングエンジニア）であると判示したが、実務上は加工後の音を最初に固定した者（同事案ではレコード会社）がレコード製作者として扱われており、両者に乖離が見られる。同判決は既に確定していることから、今後の実務における混乱が懸念される。

## 2 判例紹介

### ③ 東京地裁平成 30 年 3 月 19 日判決【「すたあ」事件】

（平成 29 年（ワ）第 20452 号等）【第 29 部】

#### 【事案の概要】

映画の共同著作者であり、同映画の著作権者であると主張する原告が、マスターテープを作成したがそれを引き渡さなかった監督である被告に対し、YouTube にアップした行為が公衆送信権侵害、氏名表示権及び公表権侵害にあたるなどとして映画の上映等の差止及び損害賠償を求めた。

#### 【判旨】

請求棄却。

本判決は、「映画の著作物における著作者とは、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の

著作物の全体的形成に創作的に寄与した者をいうところ（著作権法 16 条）、（中略）、本件映画については、脚本及び監督を被告が、撮影を C が担当し、撮影後の編集作業も被告及び C が行っているから、被告及び C は、本件映画の全体的形成に創作的に寄与した者といえるが、原告は、自らがプロデューサーを担当することが決まったなどと主張するにとどまり、本件映画の全体的形成に創作的に寄与したことを基礎付ける具体的な事実関係を主張しているとはいえないし、そのような事実関係を認めるに足りる的確な証拠もない。」と述べて、原告が本件映画の共同著作者であると認めることはできないとした。

また、「著作権法 29 条 1 項の『映画製作者』とは、映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいい（同法 2 条 1 項 10 号）、より具体的には、映画の著作物を製作する意思を有し、当該著作物の製作に関する法律上の権利義務が帰属する主体であって、そのことの反映として当該著作物の製作に関する経済的な収入支出の主体ともなる者と解される。」とした上で、原告がエキストラ等の募集・面談等を行い、製作費用の一部として 20 万円強を負担した事実を踏まえても、本件映画の製作に要する経費について、原被告を含む関係者に明確な合意ないし方針があったとは認め難いことなどを考慮すると、「原告が、本件映画の製作全体につき、法律上の権利義務が帰属する主体であるとか、製作に関する経済的な収入支出の主体であるとの状況にあったと認めることは困難である。」と述べて、原告は本件映画の映画製作者にあたるとはいえないとした。

#### 【考察】

##### （1）映画の著作者（16 条）

16 条本文は「映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。」とする。一般的には、企画書の作成段階から映画の完成に至るまでの全製作過程において、プロデューサー、映画監督、美術監督、撮影監督などが話し合い、具体的な製作に関する決定を重ねていくところ、このような製作過程の中で「一貫したイメージを持って映画製作の全体に参加している者」<sup>(19)</sup>が映画の著作者（共同著作者）とされる<sup>(20)</sup>。本件では、原告からそのような創作的

寄与などについての主張や立証が十分になされていないことから、原告が 16 条の映画の著作権にはあたらないとされた。

## (2) 映画製作者 (29 条 1 項)

「映画製作者」(29 条 1 項)とは、映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう(2 条 1 項 10 号)。この映画製作者について、超時空要塞マクロス事件控訴審判決<sup>(21)</sup>は「映画の著作物を製作する意思を有し、同著作物の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者」であるとす。本判決は、超時空要塞マクロス事件控訴審判決の判断を踏襲した上で、原告が映画製作者に該当しないと判断したものである。事例判断として注目される。

## 第 4 複製ないし翻案該当性が争いとなった事案

### 1 概略

複製(2 条 1 項 15 号)について、ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決<sup>(22)</sup>は「既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製すること」であると判示した。また、翻案(27 条)について、江差追分事件最高裁判決<sup>(23)</sup>は「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為」をいうが、「既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない」と判示した。

### 2 判例紹介

#### ④ 東京地裁平成 30 年 3 月 29 日判決【小説同人誌裏表紙事件】

(平成 29 年(ワ)第 672 号等) [第 47 部]

#### [事案の概要]

原告は、その販売する写真素材(「本件写真素材」)を原告に無断でイラスト化(「本件イラスト」)して小

説同人誌の裏表紙に使用しこれを販売した被告の行為が複製権、翻案権及び譲渡権を侵害すると主張し、損害賠償を求めた。

本件写真素材



本件イラスト



本件イラストの一部拡大



### [判旨]

請求棄却。

本判決は、江差追分事件最高裁判決を引用し、本件写真素材の表現上の本質的特徴を被写体の配置や構図、被写体と光線の関係、色彩の配合、被写体と背景のコントラスト等の総合的な表現に認められるとした。そして、本件イラストとの共通点は右手にコーヒーカップを持って口元付近に保持している被写体の男性の、右手及びコーヒーカップを含む頭部から胸部までの輪郭の部分のみである一方、相違点として①被写体と光線の関係、②色彩の配合、③被写体と背景のコントラスト、④被写体の頭髪の流れやそこへの光の当たり具合、被写体の鼻や口が表現されていないことなどを挙げ、本件イラストは、本件写真素材の総合的な表現全体における表現上の本質的特徴(被写体と光線の関係、色彩の配合、被写体と背景のコントラスト等)を備えているとはいえず、本件イラストは、本件写真素材の表現上の本質的な特徴を直接感得させるものとはいえないとした。

### [考察]

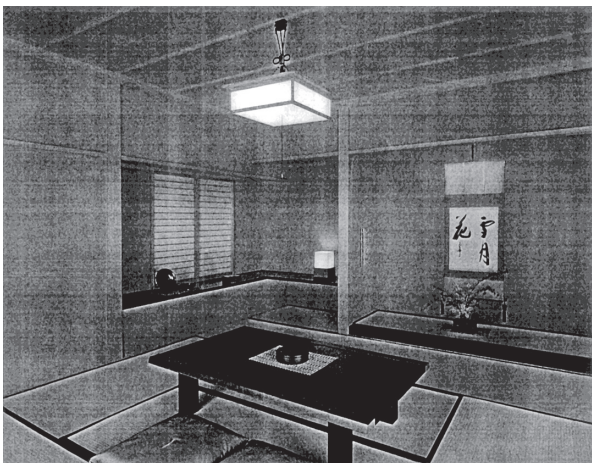
写真に依拠してイラストを作成した事案としては、八坂神社水彩画事件<sup>(24)</sup>がある。同判決は江差追分事件最高裁判決を引用し、写真の創作的表現を具体的に認定した上で、イラスト(水彩画)の創作的表現から写真の表現上の本質的特徴が直接感得することができるかを判断して翻案権侵害を認めた。

八坂神社水彩画事件における写真（上）及び同写真を元に制作したイラスト（下）<sup>(25)</sup>



また、雪月花事件控訴審判決<sup>(26)</sup>においては、照明器具のカタログに掲載された写真に写っている書に関する複製又は翻案の成否の判断において、書の著作物としての本質的な特徴は「文字の形の独創性、線の美しさと微妙さ、文字群と余白の構成美、運筆の緩急と抑揚、墨色の冴えと変化、筆の勢い」といった美的要素にあるとした上で、カタログ写真からは書の著作物としての本質的な特徴を直接感得することができないから、複製及び翻案に当たらないとした。

雪月花事件控訴審判決におけるカタログ写真の一例



本件は、八坂神社水彩画事件や雪月花事件控訴審判決と同様の枠組みを用いて判断を行い、翻案権侵害を否定した。本判決は相違点①～④を挙げて翻案該当性を否定したが、妥当な判断といえよう。

## 第5 著作者人格権の侵害が争いとなった事案

### 1 概略

著作者人格権には、公表権（18条）、氏名表示権（19条）、同一性保持権（20条）がある<sup>(27)</sup>。

公表権とは、未公表の著作物を公表するかどうかを決定する権利をいう<sup>(28)</sup>。その同意を得ないで公表された著作物も「未公表の著作物」にあたる（18条1項括弧書）。この点にかかる本年度の裁判例としては、**ASKA 未発表曲事件**<sup>(29)</sup>がある。**ASKA 未発表曲事件**では、芸能リポーターに対して録音データを提供したことは公衆に提示したものと同視できるとの被告の主張を排斥し、公表権侵害を認めた。

氏名表示権とは、著作物の利用に際しての著作者名表示を決定する権利をいう<sup>(30)</sup>。この点にかかる本年度の裁判例としては、**ルーシーダットン書籍事件**<sup>(31)</sup>がある。**ルーシーダットン書籍事件**では、被告による著作者名に関する表示が著作物の公衆への提供、提示に際してされたものではないとして、氏名表示権侵害を否定した。

以下では、同一性保持権及び氏名表示権の侵害が問題となった**リツイート事件控訴審判決**を紹介する。

### 2 判例紹介

#### ⑤ 知財高裁平成 30 年 4 月 25 日判決【リツイート事件控訴審判決】

（判時 2382 号 24 頁，平成 28 年（ネ）第 10101 号）[第 2 部]

#### [事案の概要]

控訴人の著作物である写真（「本件写真」）が、ツイッター上で①アカウント 1 のプロフィール画像に用いられ、その後のタイムライン・ツイートに表示されたこと、②アカウント 2 の画像付きツイートの一部として用いられ、タイムラインに表示されたこと、③アカウント 3～5 で②のツイートのリツイートがされ、タイムラインに表示されたことにより、著作権及び著作者人格権が侵害されたとして、ツイッターのサービス運営主体である米国法人（「米国ツイッター社」）及びその日本法人に対して発信者情報開示を求めた事案。なお、ツイッターにおいては、リツイートがなされると、タイムライン上では画像がトリミングされて表示されるため、タイムライン上で本件写真上に記載された控訴人の氏名が表示されなかった。

原審では、米国ツイッター社に対し、アカウント 1



及び 2 に関するメールアドレスの開示請求を認容。まねき TV 事件最高裁判決を引用し、③による本件写真の画像ファイルの送信行為の主体をアカウント 2 の使用者であると判示した。また、③のリツイート行為による公衆送信権、複製権、同一性保持権、氏名表示権及び公衆伝達権の侵害を否定した。

### [判旨]

アカウント 1 ないし 5 のアカウントの所有者のメールアドレスの開示請求を認容。リツイート行為による公衆送信権、複製権、公衆伝達権の侵害を否定したが、同一性保持権及び氏名表示権の侵害を肯定した。

本判決は、まず前提事実として「本件リツイート行為の結果として、そのようなプログラム（注：どのような大きさや配置で、いかなるリンク先からの写真を表示させるか等を指定するためのプログラム）が、リンク元のウェブページに対応するサーバーからユーザーのパソコン等に送信されること、そのことにより、リンク先の画像とは縦横の大きさが異なった画像や一部がトリミングされた画像が表示されることがあること」を認定した。

そして、「表示するに際して、HTML プログラムや CSS プログラム等により、位置や大きさなどを指定されたために、本件アカウント 3～5 のタイムラインにおいて表示されている画像は流通目録 3～5 のような画像となったものと認められるから、本件リツイート者らによって改変されたもので」として同一性保持権侵害を認めた。また、同様に氏名表示権侵害も認めた。

### [考察]

同一性保持権とは、著作物又はその題号に不本意な改変が加えられることのない権利をいう<sup>(32)</sup>。もっとも、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変は認められる（20 条 2 項）。

本件では、リツイートにおいて用いられているインラインリンクというウェブページ上のコンテンツ表示の方法による同一性保持権侵害が問題となった。インラインリンクとは、リンク元のウェブページの閲覧者に対してリンク先のコンテンツがリンク先のサーバーから直接送信され、同閲覧者の端末にリンク元のウェブページの内容と一体となって表示される仕組みをい

う。インラインリンクがなされると、リンク元のウェブページの中にリンク先のコンテンツが表示されるが、リンク先のコンテンツの複製は行われておらず、公衆送信権、複製権の侵害とはならないと解される<sup>(33)</sup>。

ツイッターの画像付きツイートに対してリツイートを行うと、元ツイートの画像がインラインリンクされ、画像がトリミングされて表示される（そして、トリミングされた画像をクリックすると、元ツイートの画像全体が表示される。）。このリツイートによって画像がトリミングされて表示させることが「改変」にあたるかが問題となったのである。

「改変」については、一般的に内面的表現形式に変更を加えた場合をいうと解されている<sup>(34)</sup>。これに対し、「提供・提示行為の相手方のうち『例外的とは言えない範囲』の者に『改変をされていないとの誤認』を生じさせる場合に限り、『著作物の改変』に該当する」との説が主張されている<sup>(35)</sup>。この説によると、リツイートに接する者は通常ツイッターユーザーであり、インラインリンクで表示された画像がトリミングされていること（そしてワンクリックで元画像を確認できること）を認識していること、ツイッターがインターネットユーザーに広く知られている情報発信のインフラの 1 つとすら言えるほどの著明なサービスであることに照らせば、リツイート行為による画像のトリミングは例外的とは言えない範囲の者に改変をされていないとの誤認を生じさせる場合にはあらず、「改変」には該当しないことになろう。裁判例にも、マンガのカットに対する加筆が他者によるものであることは明らかであり、読者が、加筆部分を元の著作物の一部であると誤解するおそれは存在しないから「改変」にあたらぬとするもの<sup>(36)</sup>や、元の著作物の一部分の利用であることが明らかな利用の場合は、著作者の表現しようとした思想、感情に対して誤った受け止め方をされるおそれがなく著作者の人格的利益が侵害されないから「改変」にあたらぬとしたもの<sup>(37)</sup>があり、リツイート行為による画像のトリミングは「改変」に該当しないと解釈と整合する。このことからすると、本判決の結論には批判的な見解もあり得るところであろう。

## 脱ゴーマニズム宣言事件における加筆されたマンガのカット



「新ゴーマニズム宣言第32章」より

## 第6 侵害主体性が争いとなった事案

## 1 概略

著作権侵害行為に複数の者が関与する場合、誰が侵害の主体であるのかが問題となる。

クラブ・キャッツアイ事件最高裁判決<sup>(38)</sup>は、「客は(中略)上告人らの管理のもとに歌唱しているものと解され、他方、上告人らは、客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れ、これを利用していわゆるカラオケスナックとしての雰囲気醸成し、かかる雰囲気を好む客の来集を図って営業上の利益を増大させることを意図していた」などとして、客による歌唱についてもカラオケスナックの経営者が歌唱の主体であると判示した。これは管理支配性と利益帰属主体の点から侵害主体を捉えたものである(いわゆる「カラオケ法理」)。

## 2 判例紹介

## ⑤ 知財高裁平成 30 年 4 月 25 日判決【リツイート事件控訴審判決】

(判時 2382 号 24 頁, 平成 28 年(ネ)第 10101 号) [第 2 部]

## [事案の概要]

前述のとおり。

## [判旨]

リツイートにおける本件写真のデータの自動公衆送信の主体について、「自動公衆送信の主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ、情報を自動的に送信できる状態を作り出す行為を行う者と解されるところ

(最高裁平成 23 年 1 月 18 日判決・民集 65 卷 1 号 121 頁参照)、本件写真のデータは、流通情報 2 (2) (注: 本件写真の画像ファイル) のデータのみが送信されていることからすると、その自動公衆送信の主体は、流通情報 2 (2) の URL の開設者であって、本件リツイート者らではないというべきである。著作権侵害行為の主体が誰であるかは、行為の対象、方法、行為への関与の内容、程度等の諸般の事情を総合的に考慮して、規範的に解釈すべきであり、カラオケ法理と呼ばれるものも、その適用の一場面であると解される(最高裁平成 23 年 1 月 20 日判決・民集 65 卷 1 号 399 頁参照)が、本件において、本件リツイート者らを自動公衆送信の主体というべき事情は認め難い。」と述べて、本件リツイート者は自動公衆送信の主体にはあたらないとした。また、本件リツイート行為が自動公衆送信自体を容易にしたとは言い難いとして、本件リツイート者は幫助者にもあたらないとした。

## [考察]

インターネット上の各種サービスにおける侵害主体性が問題となることは多い。ロクラクⅡ事件最高裁判決<sup>(39)</sup>はテレビ番組の複製物を取得させるサービスについて、まねき TV 事件最高裁判決<sup>(40)</sup>はテレビ番組をネット配信するサービスについて、それぞれ原審の判断を覆してサービス提供者を侵害主体とした。

本判決は、リツイートにおける本件写真のデータの自動公衆送信の主体について、まねき TV 事件最高裁判決及びロクラクⅡ事件最高裁判決を引用した上で、リツイート者は自動公衆送信の主体にはあたらないとした。侵害主体性についてリツイート行為に対する規範的な解釈が問題となるが、写真データをツイッターのサーバーにアップして自動的に送信できる状態を作り出したのは元ツイート者であるし、リツイート行為の本質は閲覧者に対して元ツイートに接する機会を提供する点にあることに鑑みれば、上記結論はまねき TV 事件最高裁判決及びロクラクⅡ事件最高裁判決と整合するものといえよう。

## 第7 各種抗弁の成否が争いとなった事案

## 1 概略

著作権法は、30 条以下に各種の権利制限規定を定めており、かかる権利制限規定の要件を充足する行為については、著作権侵害とはならない。

写真、映画、放送その他の方法によって時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴って利用することができる（41条）。本年度の判決例としては、以下で紹介するものの他、前述した **ASKA 未発表曲事件**がある。**ASKA 未発表曲事件**は作曲等の音楽活動を行う者の未発表楽曲の録音データをテレビ番組で再生する行為が時事の事件の報道のための利用にあたるかについて、テレビ番組における当該報道の内容及び態様を詳細に検討した上で、これを否定した。事例判断として注目される（紙面の都合上、説明は省略する。）。

## 2 判例紹介

### ⑥ 東京地裁平成 30 年 2 月 21 日判決【ヘリ墜落映像事件】

（平成 28 年（ワ）第 37339 号）[第 29 部]

### ⑦ 知財高裁平成 30 年 8 月 23 日判決【ヘリ墜落映像事件控訴審判決】

（平成 30 年（ネ）第 10023 号）[第 3 部]

#### [事案の概要]

沖縄のヘリ墜落事故の報道映像（「本件各映像」）の著作者及び著作権者である原告は、被告が原告の許諾なく本件各映像を使用して製作した映画（「本件映画」）につき、その上映が上映権侵害、DVD の販売が頒布権侵害にあたるなどとして上映等の差止め、記録媒体からの本件各映像の削除、損害賠償及び謝罪広告を求めた。なお、被告より、許諾申請を拒絶した上で本訴事件を提起した一連の行為が不法行為に当たるとして損害賠償を求める反訴が提起された。被告は、本訴において本件各映像の利用につき引用の抗弁を主張した。

⑥事件につき被告が控訴したのが⑦事件である。控訴人は、エンドクレジットに被控訴人名を表示しなかった行為は公正な慣行に反するものではないなどと主張した。

#### [判旨]

##### (1) ⑥事件

本訴は、差止め及び記録媒体からの本件各映像の削除につき請求認容、損害賠償につき一部認容、謝罪広告につき請求棄却。反訴は請求棄却。

引用の抗弁について、本判決は、まず、32 条 1 項

は「単に『利用することができる。』ではなく、『引用して利用することができる。』と規定していることからすれば、著作物の利用行為が『引用』との語義から著しく外れるような態様でされている場合、例えば、利用する側の表現と利用される側の著作物とが渾然一体となって全く区別されず、それぞれ別の者により表現されたことを認識し得ないような場合などには、著作権法 32 条 1 項の適用を受け得ないと解される。」「また、当該利用行為が『公正な慣行』に合致し、また『引用の目的上正当な範囲内』で行われたことについては、著作権法 32 条 1 項の適用を主張する者が立証責任を負担すると解されるが、その判断に際しては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などを総合考慮すべきである。」とした。

その上で、本件映画と本件各映像はドキュメンタリー映画と報道映像の関係にあること、本件映画のプロローグ部分において被告製作部分と本件各映像の使用部分は画面比が異なり、画質も異なることから、一応区別されているとみる余地もあることを指摘した上で、本件映画において、本件各映像の使用部分においてもエンドクレジットにおいても本件各映像の著作権者である原告の名称が表示されていないことを指摘し、「ドキュメンタリー映画において資料映像を使用する場合に、そのエンドクレジットにすら映像の著作権者を表示しないことが、公正な慣行として承認されているとは認め難い」と判示した。そして、本件映画において本件各映像が占める時間が短いことを考慮しても、本件映画における本件各映像の利用は「公正な慣行」に合致して行われたものとは認められず、引用の抗弁は成立しないとされた。

##### (2) ⑦事件

控訴棄却。

本判決は、本件においては引用であることを明らかにするという意味でも出所を明示する必要性は高いこと、ドキュメンタリー映画においては素材に何が用いられているのかも映画の質を左右する重要な要素であること、字幕等による出所明示が十分可能であること等を指摘した上で、「控訴人が何ら出所を明示することなく被控訴人が著作権を有する本件各映像を本件映画に引用して利用したことについては、（単に著作権

法48条1項1号違反になるというにとどまらず)その方法や態様において「公正な慣行」に合致しないとみるのが相当であり、かかる引用は著作権法32条1項が規定する適法な引用には当たらない。」として引用の抗弁を否定する原判決の判断を維持した。

#### [考察]

引用(32条)については、モンタージュ事件最高裁判決<sup>(41)</sup>が引用の要件として①明瞭区分性と②主従関係の2点を挙げたが、その後、絵画鑑定証書事件控訴審判決<sup>(42)</sup>は①引用にあたること、②利用の方法や態様が公正な慣行に合致すること、③引用の目的との関係で正当な範囲内であることが必要であるとし、その判断においては「他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない。」と32条1項の文言に忠実な解釈を示した。引用にあたっては出所を明示する義務が定められているが(48条1項1号及び3号)、出所明示が引用の要件であるか否かについては解釈が分かれている<sup>(43)</sup>。出所明示を適法な引用の考慮要素とする先例としては、東京地判昭和61年4月28日(昭和58年(ワ)第13780号)や絶対音感事件控訴審判決<sup>(44)</sup>がある。

本件は、絵画鑑定証書事件控訴審判決と同様の枠組みを用いた上で、出所明示を②公正な慣行の一内容として考慮し、引用の抗弁を認めなかった点が注目される。

なお、本件では、弁論準備手続において民事訴訟法170条5項、151条1項2号に基づき被告のため事務を補助する者として本件映画の監督による陳述がなされ、それに付随して本件映画の一部の上映がなされた。②事件におけるフラダンスの実演と併せて、裁判所による釈明処分 of 柔軟な運用がなされていることが注目される。

以上

#### (注)

- (1)同様に「著作権」というキーワードで、平成25年～同29年までの各1年間における裁判例を検索すると、同25年が72件、同26年が59件、同27年が80件、同28年が97件、同29年が52件となる。
- (2)裁判所ウェブサイトの「裁判例情報」の最高裁判所判例集の検索においても同様の検索を行ったが、上記60件の裁判例と重複しない裁判例はなかった。

- (3)加戸守行「著作権法逐条講義六訂新版」(著作権情報センター、2013年)22頁。
- (4)知財高判平成27年4月14日(平成26年(ネ)第10063号)。
- (5)知財高判平成30年6月7日(平成30年(ネ)第10009号)。紙面の都合上、説明は省略する。
- (6)大阪地判平成30年10月18日(平成28年(ワ)第6539号)。紙面の都合上、説明は省略する。
- (7)東京地判平成30年3月28日(平成27年(ワ)第21897号等)。紙面の都合上、説明は省略する。
- (8)プログラムの著作物としては認められる可能性があると思われる。
- (9)東京地判平成30年6月1日(平成26年(ワ)第25640号等)。紙面の都合上、説明は省略する。
- (10)知財高判平成18年3月29日判タ1234号295頁。
- (11)東京地判平成27年1月29日(平成25年(ワ)第6295号)。
- (12)<http://smellget.trialmall.com/ranali-log/>
- (13)東京地判平成10年11月20日知的裁集30巻4号841頁。
- (14)福岡高判平成14年12月26日(平成11年(ネ)第358号)。
- (15)東京地判平成21年8月28日(平成20年(ワ)第4692号)。
- (16)東京地判平成24年2月28日(平成20年(ワ)第9300号)。
- (17)最判平成12年9月7日民集54巻7号2481頁等。
- (18)大阪地判平成30年4月19日(平成29年(ワ)第781号)。紙面の都合上、説明は省略する。
- (19)前掲加戸152頁。
- (20)この点、「宇宙戦艦ヤマト」事件(東京地判平成14年3月25日判時1789号141頁)では、テレビアニメシリーズのプロデューサーについて(ア)製作の契機及び企画書の作成、(イ)企画書の概要、(ウ)企画書とテレビシリーズとの比較、(エ)製作体制の確立、スタッフの選定、(オ)作画担当者の起用、(カ)基本設定書等の作成、(キ)シナリオの作成、(ク)設定デザイン、美術、キャラクターデザイン、(ケ)絵コンテ、(コ)作画、(サ)撮影・現像・オールラッシュ試写、(シ)編集、(ス)音楽、録音(アフレコ)の各項目における関与の程度を検討し、「著作物の全体的形成に創作的に寄与した」と認めたことが参考となる。
- (21)東京高判平成15年9月25日(平成15年(ネ)第1107号)。
- (22)最判昭和53年9月7日民集32巻6号1145頁。旧著作権法下の事件である。
- (23)最判平成13年6月28日民集55巻4号837頁。
- (24)東京地判平成20年3月13日(平成19年(ワ)第1126号)。
- (25)<http://web.archive.org/web/20150613061221/http://www.47news.jp/CN/200803/CN2008031301000651.html>
- (26)東京高判平成14年2月18日判時1786号136頁。
- (27)さらに、113条7項は著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為を著作者人格権侵害とみなす旨を定める。
- (28)前掲加戸162頁。
- (29)東京地判平成30年12月11日(平成29年(ワ)第27374号)。紙面の都合上、説明は省略する。
- (30)前掲加戸169頁。
- (31)東京地判平成30年8月2日(平成30年(ワ)第8291号)。

紙面の都合上、説明は省略する。

- (32) 前掲加戸 174 頁。
- (33) 中山信宏「著作権法〔第二版〕」(有斐閣, 2014 年) 251 頁, 牧野利秋・飯村敏明「新・裁判実務体系 著作権関係訴訟法」(青林書院, 2004) 455 頁。
- (34) 半田正夫・松田政行「著作権法コンメンタール 1〔第 2 版〕」(勁草書房, 2015 年) 834 頁。なお, 金子敏哉「同一性保持権侵害の要件としての『著作物の改変』—改変を認識できれば『改変』にあたらぬ説—」(中山信弘・金子敏哉編「しなやかな著作権制度に向けて」信山社, 2017 年) 383 頁は, 「従来の通説は, 複製物等への改変行為を直ちに『著作物の改変』とらえるものであった。」とする。
- (35) 前掲金子 398 頁。なお, 田村善之「検索サイトをめぐる著作権法上の諸問題 (3・完) —寄与侵害, 間接侵害, フェア・ユース, 引用等—」(知的財産法政策学研究 Vol.18) 42 頁は, 「スニペットやサムネイル, 動画検索結果表示に関しても, 看者は元の著作物に加工しているということが明瞭に分かるのであるから, 誤解が生じることもなく, ゆえに保護に値する精神的な苦痛等が著作者に生じることもない。したがって, この種の一部掲載は, 著作権法 20 条 1 項にいう『改変』に該当しないと解すべきであるように思われる。」とする。
- (36) 東京地判平成 11 年 8 月 31 日判時 1702 号 145 頁 (脱ゴーマニズム宣言事件), 東京高判平成 12 年 4 月 25 日判時 1724 号 124 頁 (脱ゴーマニズム宣言事件控訴審判決)。
- (37) 東京地判平成 13 年 12 月 25 日 (平成 12 年 (ワ) 第 17019 号)。
- (38) 最判昭和 63 年 3 月 15 日民集 42 卷 3 号 199 頁。
- (39) 最判平成 23 年 1 月 20 日民集 65 卷 1 号 399 頁。
- (40) 最判平成 23 年 1 月 18 日民集 65 卷 1 号 121 頁。
- (41) 最判昭和 55 年 3 月 28 日民集 34 卷 3 号 244 頁。旧著作権法下の事件である。
- (42) 知財高判平成 22 年 10 月 13 日 (平成 22 年 (ネ) 第 10052 号)。
- (43) 半田正夫・松田政行「著作権法コンメンタール 2〔第 2 版〕」(勁草書房, 2015 年) 253 頁。
- (44) 東京高判平成 14 年 4 月 11 日 (平成 13 年 (ネ) 第 3677 号等)。

(原稿受領 2019.4.11)